

種畜検査を受検される飼養者の皆様へ

種畜検査のご案内



独立行政法人家畜改良センター

本冊子は、種畜検査制度の内容や種畜検査の実施にあたり留意していただきたい事項などについて取りまとめておりますので、ご一読いただき、種畜検査の円滑な実施にご協力くださいますようお願い致します。

目次

1	種畜検査とは	2
2	定期種畜検査の流れ	4
3	種畜証明書の取り扱い	5
4	種畜を移動・導入する場合の留意事項	6
5	各種手続きのまとめ	7
6	必要書類チェックリスト	8
7	各種様式・記入例	10
8	よくあるご質問	16

《本冊子に関する問い合わせ》

家畜改良センター本所

〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原 1
独立行政法人家畜改良センター 改良部種畜課 種畜検査係

メールアドレス shuchikukensa※nlbc.go.jp
(「※」を「@」に変えて送信して下さい)

電話番号 0248-25-4509

〈種畜検査のご案内ページ〉

<https://www.nlbc.go.jp/kachikukairyo/shuchikukensa/index.html>

1 種畜検査とは

種畜検査は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づき、種畜の交配に伴う疾病のまん延防止と優良な種畜利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進することを目的に実施しています。

種畜検査の対象は、牛、馬及び家畜人工授精の用に供する豚の雄畜です。種畜検査に合格した種畜には、種畜証明書が交付されます。ただし、次の場合は例外となり、種畜証明書を交付されていない場合でもその雄畜を種付け等に利用することができます。

- ・ 学術研究を目的とする場合
- ・ 自己の飼養する雌のみへの種付けに供する場合、又は自己の飼養する雌のみに使用する目的で家畜人工授精用精液を採取する場合

（1）種畜検査の種類

①定期種畜検査

- ・ 対象……検査申請のあった全国の雄畜
- ・ 時期……検査計画に基づき、定期に実施

※都道府県を区域ごとにいくつかの班に分けて実施しているため、実施時期は都道府県や区域で異なります。

定期種畜検査の検査日程は、家畜改良センターのホームページに公表しています。

②家畜改良センターが実施する臨時種畜検査

- ・ 対象……海外からの輸入雄畜
- ・ 時期……受検の申請により、日程を調整して実施しています。

次の定期種畜検査までの間に対象の雄畜を種付け等に利用したい場合に受検します。

※定期種畜検査を受検できなかったために実施する臨時の検査ではありません。

③都道府県が実施する臨時種畜検査

- ・ 対象……種畜の移動による飼養地の変更やその他やむを得ない理由により定期種畜検査を受検できなかったが、次回の定期種畜検査までの間に種付け等に利用したい雄畜
- ・ 時期……都道府県により異なります。検査については、各都道府県にお問い合わせください。

※当検査に合格した種畜の種付け及び精液の採取は、受検した都道府県内のみに限られますのでご注意ください。

(2) 種畜検査の内容

牛、馬及び家畜人工授精の用に供する豚について、全国で繁殖に利用されているのは、ごく限られた頭数の種畜です。このため、種畜が疾患を有していると被害が広範囲に及んでしまう可能性があります。

このような事態を防止するため、種畜検査では法令に基づき、伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖機能の障害の有無について検査を行っています。また、現畜検査前に指定された伝染性疾患及び精液について、詳細な検査を実施します。

①現畜検査

- ・特徴の確認
 - ・疾患の有無の確認（臨床所見及び遺伝子型検査結果の利用）
省令第6条第1号に定める伝染性疾患及び省令第6条第2号に定める遺伝性疾患の症状がないか、確認します。
 - ・健康状態、肢蹄歩様、生殖器等の確認
- ※令和6年度定期種畜検査から、デジタル技術を活用した種畜検査（**デジタル受検**）が可能となりました。

デジタル受検とは

現地に赴いて実施していた現畜検査（現畜確認）を、条件を満たした動画や書類の提出に代えられる受検方法です。事前に必要書類と種畜の動画の提出が完了していれば、決められた日時に検査員の対応をしたり、種畜を繋留したりする必要がなくなります。

②衛生検査

○一般検査

受検畜について、個体の確認、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈拍等の臨床症状の確認、飼養者から病歴・繁殖成績等の聴取を行います。

○細密検査

- ・伝染性疾患に関する検査（以下の感染の有無を確認）
牛……牛カンピロバクター症、トリコモナス症
馬……馬パラチフス
豚……オーエスキー病、ブルセラ症
- ・繁殖機能の障害に関する検査（精液検査により繁殖機能の障害の有無を確認）
肉眼検査……量、色、臭気、水素イオン濃度等の性状
顕微鏡検査……精子の数、活力、生存率、奇形率

③等級判定

検査に合格した種畜について、血統、能力及び体型により等級の判定を実施します。

- ・血統……国内の家畜登録機関が発行する血統証明書により判定
- ・能力……能力検定の成績等により判定
- ・体型……体高により判定

④前年度の供用状況調査

種付台帳の確認等を行います。種付台帳は、種畜の飼養者が種畜ごとに区分して備えることになっています（家畜改良増殖法第9条）。

2 定期種畜検査の流れ

①種畜検査申請書の提出

- ・種畜検査を受検するには、種畜検査申請書の提出が必要です。飼養地のある都道府県（振興局、家畜保健衛生所等）にご提出ください。（申請書の宛名は家畜改良センター理事長）
- ・黒毛和種及びホルスタイン種の受検の際は、種畜検査申請書と同時に同意書※の提出をお願いします。
※同意書については、P8の「6 必要書類チェックリスト」をご確認ください。
- ・デジタル受検を希望する場合は、定期種畜検査が予定されている日の1か月前までに都道府県種畜検査窓口へ、デジタル受検希望の旨をお伝えください。

②細密検査のための採精・採血等の実施

- ・事前に家畜保健衛生所等が採精・採血等を実施します。
また、検査結果（写し）を事前に送付願います。

③必要書類（写し）の事前提出（1週間前まで）

- ・申請書、同意書及び必要書類（写し）を事前にご送付願います。
※必要書類については、P8～9の「6 必要書類チェックリスト」をご確認ください。
- ・デジタル受検の際は、2週間前までに必要書類（写し）に加え、種畜証明書の原本、種畜検査を受検する受検畜の動画及び撮影日や撮影場所を加工していない等についての提出資料に係る説明書をご提出ください。

④現畜検査の実施及び書類確認等

- ・家畜改良センターの種畜検査員、都道府県の担当者等が種畜の飼養場所に出向き、現畜検査及び事前に送付された関係書類の原本を確認し、等級判定を行います。
- ・デジタル受検により③が確認できた場合には、④は実施しません。

⑤種畜証明書の交付

- ・現畜検査及び書類検査に合格した種畜について、種畜証明書を交付します。
※事前提出がない場合（又は必要書類が不足していた場合）は、検査当日に種畜証明書の交付ができなかったり、種畜証明書に記載できない事項がある場合があります。

3 種畜証明書の取扱い

(1) 有効期間

種畜検査に合格した種畜には種畜証明書が交付されます。家畜改良センターが交付した種畜証明書の有効期間は1年間となっており、全国一円で利用が可能です。

ただし、種畜証明書の交付を受けた種畜が伝染性疾患等に罹患した場合は、有効期間内であっても種付け等を行うことはできません。

(2) 書換交付・再交付について

種畜証明書の内容の変更や紛失、汚損の際は、**速やかに**種畜証明書の書換交付又は再交付の申請手続きをお願いいたします（家畜改良増殖法施行令第5条及び第6条）。

※特に、種畜の飼養者が変更になった場合には、書換交付が完了していないと移動先で種畜としての利用ができませんのでご注意ください。

書換交付申請

- ・種畜の名前が変更になったとき
- ・飼養者が変更になったとき
- ・飼養者の住所が変更になったとき（市町村合併等による変更を含む）
- ・飼養者の名称が変更になったとき

再交付申請

- ・種畜証明書を汚損または紛失したとき

(3) 書換交付（再交付）申請の方法

申請に必要なものは以下のとおりです。

①種畜証明書書換交付（再交付）申請書（P12～13）

- ・書換交付の申請は新しい飼養者の方からお願いします。
- ・書換交付（再交付）申請書は1頭につき1枚提出してください。

②手数料（収入印紙）

- ・790円分の収入印紙を①の申請書に貼り付けてください。
- ・790円分以上の収入印紙が貼付されていれば手続きは可能ですが、差額はお返しできません。

※収入証紙では手続きできませんので、申請前に今一度収入印紙であることをご確認ください。

③種畜証明書原本（紛失による再交付申請の場合は不要）

④血統証明書の写し（以下のいずれかにあてはまる場合のみ）

- ・種畜の名前が変更になった場合
※新名号が記載されたもの（新名号への変更を証する書類でも可）
- ・再交付申請の場合

送付先：〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1
独立行政法人家畜改良センター 改良部種畜課 種畜検査係

(4) 返納について

種畜証明書の交付を受けた種畜に以下のような事由が発生した場合には、種畜証明書を農林水産大臣に返納、又は提出することになっています（家畜改良増殖法施行令第7条）。

- ・死亡、逃亡又は盗難にあった場合
- ・種畜証明書の有効期間が満了し、継続して種畜検査を受検しない場合
- ・立入検査により種畜証明書の効力を取り消された場合

メール又は電話等にて返納事由をご連絡の上、種畜証明書（原本）を下記まで郵送してください。申請書は不要です。

〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原 1
 独立行政法人家畜改良センター 改良部種畜課 種畜検査係
 メールアドレス shuchikukensa※nlbc.go.jp
 （「※」を「@」に変えて送信して下さい）
 電話番号 0248-25-4509

4 種畜を移動・導入する場合の留意事項

- ・家畜改良センターが行う定期種畜検査は、都道府県や地域ごとに実施時期が異なりますので、種畜を移動・導入するタイミングによっては、その年の定期種畜検査を受検できない可能性があります。その場合、都道府県の実施する臨時種畜検査を受検することがございますが、種付け及び精液採取は**受検した都道府県内のみ**に限られますのでご注意ください。
- ・牛について、飼養者の変更等があった場合には、**牛個体識別情報の異動報告**を忘れずに行なってください。
- ・種畜を譲渡する際は、『種畜証明書』（原本）をお渡しくください。

※種畜検査により家畜改良センターが得た個人情報は、種畜検査を所管する農林水産省への報告事務以外に使用いたしません。

5 各種手続きのまとめ

① 定期種畜検査

- ・ 種畜検査申請書
- ・ 同意書（黒毛和種及びホルスタイン種のみ）

家畜改良センター
担当牧場へ
都道府県（振興局、家畜保健衛生所等）で取りまとめることが多いです。

※その他提出書類についてはP8をご確認ください。

② 臨時種畜検査（家畜改良センター実施）

- ・ 種畜検査申請書

家畜改良センター
本所へ

※動物検疫所に入検する2週間前までにお願いします。

③ 書換交付申請

- ・ 種畜証明書書換交付申請書（790円の収入印紙を貼付）
- ・ 種畜証明書の原本
- ・ 血統証明書の写し（種畜の名前を変更する場合）

家畜改良センター
本所へ

④ 再交付申請

- ・ 種畜証明書再交付申請書（790円の収入印紙を貼付）
- ・ 種畜証明書の原本（紛失の場合は不要）
- ・ 血統証明書の写し（有している場合）

家畜改良センター
本所へ

⑤ 返納

- ・ 種畜証明書の原本

家畜改良センター
本所へ

6 必要書類チェックリスト

(1) 種畜検査を受ける場合

検査前に提出するもの

- 種畜検査申請書（記入例P11）
- 同意書（黒毛和種及びホルスタイン種のみ）（記入例P15）
以下の2点についての同意の有無を問うものです。同意しない場合も提出してください。
 - ・ 遺伝子型検査が可能な遺伝性疾患の検査実施状況及び検査結果を種畜証明書に記載すること。
 - ・ 種畜証明書に記載した内容を家畜改良センターのホームページで公表すること。

申請書、同意書はセンターホームページからもダウンロードできます。
<https://www.nlbc.go.jp/kachikukairyo/shuchikukensa/junbi.html>

検査時に原本を提示するもの

検査前に写しを提出してください

- 種畜証明書（前年度交付を受けている場合）
- 血統証明書（国内の家畜登録機関が発行したもの）
国内の家畜登録機関に登録しておらず、海外の家畜登録機関が発行する血統証明書のみをお持ちの場合は、そちらをご提示願います。
- 種付台帳（種畜検査を受検したことのある種畜）
前年1月1日から12月31日までの供用状況について種畜ごとに整理したもの。
電子媒体でも構いません。
- 伝染性疾患の検査結果及び精液検査の結果
記入があれば、検査・注射・薬浴・投薬証明手帳（家畜の健康手帳）のご提示をお願いします。
- 遺伝性疾患に関する遺伝子型検査成績報告書（黒毛和種及びホルスタイン種のみ）
一般社団法人家畜改良事業団又は都道府県が発行したもの。
前年度の検査の際に提示している場合は、新しく検査を受けたなど変更のあった部分のみの提示で構いません。

能力による等級判定のために必要なもの

検査前に写しを提出してください

肉用牛 家畜登録機関が発行又は承認した次のうちいずれか

- ・和牛種雄牛産肉能力検定成績
- ・産肉能力検定（直接法）成績
- ・産肉能力検定（間接法）成績
- ・産肉能力検定（現場後代検定法）終了報告用調査牛一覧
- ・産肉能力検定成績報告書等

豚 家畜登録機関（日本養豚協会）が発行又は承認した次のうちいずれか

- ・直接検定終了証明書
- ・現場直接検定終了証明書

馬

- ・息馬の種畜証明書の写し
- ※息馬の種畜証明書が手元にない場合は、息馬の種畜証明書番号を検査員にお伝えいただくことでも確認可能です。

（２）種畜証明書の書換交付（再交付）を申請する場合

種畜証明書の書換交付（再交付）申請の手続きについてはP5～6をご参照ください。

種畜証明書書換交付（再交付）申請書（P12～13）

1頭につき1枚、それぞれに790円分の収入印紙を貼付してください。

種畜証明書の原本

紛失した場合は不要です。

血統証明書等の写し

種畜の名号変更による書換交付申請又は再交付申請の場合

※名号変更の場合には、新しい名号が記載された血統証明書又は家畜登録機関が発行するその個体の名号変更が完了したことを証する書類でも構いません。

7 各種様式・記入例

種畜検査申請書

家畜改良増殖法の改正に伴い、令和 3 年度から申請書の様式が変わっています。旧様式では受理されませんので、新しい様式をご使用ください。

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

飼養者 住所

氏名又は名称

家畜改良増殖法第 4 条第 1 項の規定により下記の家畜について種畜検査を受けたいので、申請します。

記

1 名前

(家畜登録機関名及び登録番号)

2 種類及び品種

3 毛色

4 特徴

5 生年月日

6 産地

父 (登録番号)

7 血統

母 (登録番号)

祖父

祖母

祖父

祖母

8 その他

備考

(日本産業規格 A4)

- 1 現に種畜証明書の交付を受けている場合にあっては、記の 1 に当該種畜証明書の番号を記入すること。
この場合には、2 の種類及び品種から 7 の血統までを省略することができる。
- 2 牛については、特徴の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第 2 条第 1 項（平成 15 年法律第 72 号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。
- 3 8 のその他には、当該家畜から採取された家畜人工授精用精液に係る使用する者の範囲又は使用の目的に関する制限を記載することができる。

記入例（新願畜の場合）

種畜検査申請書

令和〇〇年〇月〇日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿
（都道府県が実施する臨時種畜検査は都道府県知事あて）

飼養者 住所 〇〇県〇〇〇郡〇〇村〇〇番地

氏名又は名称 〇〇 〇〇

押印不要です

家畜改良増殖法第4条第1項の規定により下記の家畜について種畜検査を受けたいので、申請します。

1 名前 ××××
（家畜登録機関名及び登録番号）全国和牛登録協会 黒××××

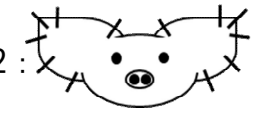
記

継続畜の場合も、名号と登録番号を記入してください

2 種類及び品種 肉用牛 黒毛和種

3 毛色 黒

4 特徴 例1: 0123456789

例2: 

特徴は下記について記載します

牛：個体識別番号

馬：白徴、旋毛の名称、入墨又は

烙印の位置及び記号・番号、

マイクロチップ番号

豚：入墨又は耳標の記号・番号、

耳刻の位置（豚図に図示）

5 生年月日 令和〇〇年〇月〇日

6 産地 〇〇県〇〇〇郡〇〇村

産地は県から郡市町村名まで記載します

7 血統	父	〇〇〇	}	祖父	〇×〇
		(全和黒××)		祖母	×〇×
母	□□□	}	祖父	□△□	
			(全和黒△△)	祖母	△□△

8 その他

本申請書に記載されている種畜の家畜人工授精用精液は、日本国外への持ち出しを禁止する。

備考

(日本工業規格A4)

- 現に種畜証明書の交付を受けている場合にあっては、記の1に当該種畜証明書の番号を記入すること。
この場合には、2の種類及び品種から7の血統までを省略することができる。
- 牛については、特徴の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。
- 8のその他には、当該家畜から採取された家畜人工授精用精液に係る使用する者の範囲又は使用の目的に関する制限を記載することができる。

記入例（継続畜の場合）

種 畜 検 査 申 請 書

令和〇〇年〇月〇日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿
（都道府県が実施する臨時種畜検査は都道府県知事あて）

飼養者 住所 〇〇県〇〇〇郡〇〇村〇〇番地

氏名又は名称 〇〇 〇〇

押印不要です

家畜改良増殖法第4条第1項の規定により下記の家畜について種畜検査を受けたいので、申請します。

記

継続畜の場合も、名号と登録番号を記入してください

1 名 前 ××××
（家畜登録機関名及び登録番号）全国和牛登録協会 黒××××

2 種類及び品種

3 毛 色

4 特 徴

5 生年月日

6 産 地

7 血統 { 父
母

{ 祖父
祖母

{ 祖父
祖母

継続畜の場合、
2の種類及び品種から7の血統までの
記載を省略することができます

8 その他

本申請書に記載されている種畜の家畜人工授精用精液は、日本国外への持ち出しを禁止する。

備考

（日本工業規格A4）

- 1 現に種畜証明書の交付を受けている場合にあっては、記の1に当該種畜証明書の番号を記入すること。
この場合には、2の種類及び品種から7の血統までを省略することができる。
- 2 牛については、特徴の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。
- 3 8のその他には、当該家畜から採取された家畜人工授精用精液に係る使用する者の範囲又は使用の目的に関する制限を記載することができる。

種畜証明書書換交付（再交付）申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

飼養者 住所
氏名又は名称

家畜改良増殖法施行令第5条（第6条第1項）の規定により種畜証明書の書換交付（再交付）を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 種畜証明書番号
2. 種畜の名前、種類及び品種
3. 家畜登録機関名及び登録番号
4. 申請の事由（飼養者の変更の場合にあっては、旧飼養者の住所及び氏名又は名称を記載すること）

記入例

種畜証明書書換交付(再交付)申請書

令和 ○年○○月○○日

農林水産大臣 殿

飼養者 住所 ○○県○○郡○○町○○××番地

氏名又は名称 △△△ △△

家畜改良増殖法施行令第5条(第6条第1項)の規定により種畜証明書の書換交付(再交付)を受けたいので、下記により申請します。

不要な方に取り消し線を引きます

押印不要です

1 種畜証明書番号

○○○○○○○○○○○○○○

種畜証明書の裏面に記載されています

2 種畜の名前、種類及び品種

×××× 肉用牛 黒毛和種

種畜の名前の変更の場合は、新名を記載してください
また、新名の記載された血統証明書を添付してください

3 家畜登録機関名及び登録番号

全国和牛登録協会 黒原○○○○○

4 申請の事由(飼養者の変更の場合にあっては、旧飼養者の住所及び氏名又は名称を記載すること。)

例1 種畜の名前の変更

新名:×××× 旧名:△△△△△

交付済種畜証明書に記載されている名号です

例2 種畜の飼養者の変更

旧飼養者 住所 △△県○○市□□□ ××番地

氏名 △△△ △△

種畜証明書の裏面に記載されている方になります

押印不要です

790円分の収入印紙を貼付(割印不要)

同意書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

飼養者 住所
氏名又は名称

私は、私の飼養する次の家畜について、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年8月19日農林省令第96号）第6条第2号イに定める牛の遺伝性疾患であって、遺伝子型検査結果を（独）家畜改良センター（以下、「センター」という。）種畜検査員に提示したのものについて、その内容を種畜証明書の「その他特記すべき事項」欄に記載すること、「その他特記すべき事項」欄へ記載した内容について、種畜に関する情報（種畜証明書番号、検査年月日、家畜の名号、品種、所在都道府県）と併せてセンターのホームページ上で公表することに同意します。

はい ・ いいえ

・ 家畜の名号（牛個体識別番号）

※「はい」「いいえ」のどちらかに○をつけ、家畜の名号及び牛個体識別番号を記載してください。家畜が複数頭の場合は、必要に応じて「別紙一覧のとおり」とし、ホチキス等で一覧を添付することも可能です。

センター使用欄

- ・ 種畜検査班
- ・ 記載内容

記入例

同意書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

飼養者 住所 〇〇県〇〇〇郡〇〇村〇〇×番地
氏名又は名称 〇〇 〇〇

私は、私の飼養する次の家畜について、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年8月19日農林省令第96号）第6条第2号イに定める牛の遺伝性疾患であって、遺伝子型検査結果を（独）家畜改良センター（以下、「センター」という。）種畜検査員に提示したもののについて、その内容を種畜証明書の「その他特記すべき事項」欄に記載すること、「その他特記すべき事項」欄へ記載した内容について、種畜に関する情報（種畜証明書番号、検査年月日、家畜の名号、品種、所在都道府県）と併せてセンターのホームページ上で公表することに同意します。

はい ・ いいえ

- ・ 家畜の名号（牛個体識別番号）
×××（0123456789）
〇〇〇（1234567890）

注：「はい」に○をつけたものの、一部の遺伝性疾患について遺伝子型検査結果（F又はC）の記載及び公表に同意しない場合、該当する家畜ごとに、同意しない遺伝性疾患がわかるよう記載願います。

（例：×××（0123456789）一部の記載及び公表に同意しない（クローディン16、バンド3、モリブデン））

↑この例では、記載されていない第13因子欠損症及びIARS異常については同意することになります。

※「はい」「いいえ」のどちらかに○をつけ、家畜の名号及び牛個体識別番号を記載してください。家畜が複数頭の場合は、必要に応じて「別紙一覧のとおり」とし、ホチキス等で対象家畜の一覧を添付することも可能です。

- センター使用欄
- ・ 種畜検査班
 - ・ 記載内容

（日本工業規格A4）

8 よくあるご質問

<種畜検査を受けるとき>

Q 1 家畜の所有者と飼養者が異なる場合、種畜検査申請書等の書類はどちらが提出すればよいですか。

A 1 種畜検査は、その検査の対象となる雄畜の飼養者の方に受検いただきますので、申請書等の書類は飼養者の方に提出いただきます。「飼養者」とは、その種畜を種付け等に用い、直接経費を負担し、収益を得る方を指します。

例 A（個人）がB（会社）に種畜の飼養管理を委託、又は貸付しており、Bがその種畜から精液を採取、販売又は利用している場合

飼養者（申請を行う者）：B 所有者：A

Q 2 種畜検査を受検するために手数料はかかりますか。

A 2 家畜改良センターでは、手数料は徴収しておりません。ただし、家畜改良センターは種畜検査の受検に必要な衛生検査の実施を都道府県に委託しています。都道府県の条例により衛生検査を実施するために手数料が必要となる場合があります。詳しくは、管轄の家畜保健衛生所等にご確認ください。

Q 3 飼養している種畜を県外で供用しない場合、県が実施する臨時種畜検査を毎年受検すればよいですか。

A 3 家畜改良センターの実施する定期種畜検査を受検してください。都道府県の実施する臨時種畜検査は、疾病、天災、種畜の移動等、やむを得ない事情により定期種畜検査を受検できなかった場合に限られます。

Q 4 黒毛和種及びホルスタイン種について、遺伝性疾患に関する遺伝子型検査結果（＝保因状況）を種畜証明書に記載する理由は何ですか。また、同意書の提出は、なぜ必要ですか。

A 4 種畜証明書に保因状況を記載することで、種雄畜の保因状況の確認が容易となり、雌牛の保因状況と合わせて確認することで、遺伝性疾患に配慮し交配を行うことができます。

なお、同意書は、保因状況を種畜証明書に記載すること及び家畜改良センターのホームページに公表することの同意をいただくために提出をお願いしています。同意するかしないかは任意であり「一部の項目について同意する」ことも可能です。

Q 5 自分の牛が遺伝子型検査を受けているかわかりません。

A 5 家畜改良センターから家畜登録機関又は検査実施機関へ確認を行いますので、事前にその旨をご連絡ください。

Q 6 なぜ関係書類の事前提出が必要なのですか

A 6 正確かつ速やかに種畜証明書を交付するため、種畜検査当日までに、事前に入手した関係書類を複数の種畜検査員により確認するためです。

＜種畜証明書の書換交付（再交付）申請を行うとき＞

Q 1 書換交付（再交付）申請手数料を、現金で直接種畜検査員に渡してもよいですか。

A 1 種畜証明書の書換交付（再交付）は種畜検査時に行うことができません。申請は、福島県にある家畜改良センター本所で受け付けておりますので、必ず790円分の収入印紙を書換交付（再交付）申請書の下部の余白に貼付（割印不要）し、種畜証明書の原本とともに申請してください。

Q 2 近隣で10円の収入印紙を購入できるところがないため、800円分の収入印紙で申請してもよいですか。

A 2 書換交付（再交付）手続きはできますが、差額分をお返しすることはできません。

Q 3 都道府県の発行した種畜証明書を家畜改良センターで書換交付（再交付）することはできますか。

A 3 家畜改良センターでは書換交付（再交付）できませんので、発行元の都道府県にお問い合わせください。

Q 4 書換交付と再交付を同時に申請することはできますか。

A 4 できます。種畜証明書書換交付（再交付）申請書に必要事項を記入し、790円分の収入印紙を貼付の上、血統証明書の写しと併せてご提出ください。

＜種畜証明書を返納するとき＞

Q 1 有効期間が満了した種畜証明書を記念に保管しておいてよいですか。

A 1 法令の定めにより、有効期間の満了した種畜証明書は、発行元へ返納することになっています。農林水産省の種畜証明書を返納される場合には、種畜検査の際に種畜検査員にお渡しいただくか、家畜改良センター改良部種畜課又は、農協や都道府県等を通じ、家畜改良センターへ送付いただいても結構です。なお、都道府県の発行した種畜証明書は、都道府県へご返納ください。

Q 2 種畜がへい死した場合だけでなく、種畜をと畜した場合にも種畜証明書を返納する必要がありますか。

A 2 へい死、と畜を問わず種畜が死亡した場合には、種畜証明書を返納してください。また、種畜が逃亡した場合や盗難にあった場合にも返納をお願いします。